

島田市告示第174号

島田市窓口番号案内表示機による情報提供事業実施要綱を次のように定める。

平成23年 8月 1日

島田市長 桜井 勝郎

島田市窓口番号案内表示機による情報提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の窓口における証明書等の発行の円滑化のために設置する窓口番号案内表示機においてその設置に協力する民間事業者その他の者に関する情報を市民に提供する事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協力事業者」とは、前条に規定する窓口番号案内表示機及びこれに関連する機器（以下「表示機」という。）の設置及び管理に関し、これに必要な費用を負担することを通じて協力する民間事業者その他の者をいう。

(事業の内容)

第3条 第1条に規定する事業（以下「事業」という。）は、協力事業者に関する広告物その他協力事業者に関する情報を表示機に表示して市民に提供することにより行うものとする。

(委託)

第4条 市長は、事業のうち一部を、表示機の設置及び管理を適切に行うことができると市長が認める者に委託することができる。

(協力事業者の要件)

第5条 協力事業者となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 株式会社その他の民間企業

(2) 小売商業、サービス業その他の事業を営む者又はその組織する団体

(3) 前2号に掲げる者のほか、協力事業者として適当であると市長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、協力事業者となることができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第2項に規定する風俗営業者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

(3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者

(4) その者の行う活動の主たる目的が次のいずれかに該当すると認められる者

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者
- (6) 法令、市の条例又は規則その他の規定（以下「法令等の規定」という。）に違反したことにより刑事処分、行政処分その他の措置を受けている者
- (7) 前各号に掲げる者に類する者であると市長が認めた者  
（協力事業者の申込み等）

第6条 協力事業者になろうとする者は、市長が別に定める申込書に、表示機に表示しようとする広告物その他の情報の内容が分かる資料を添えて、市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込みをした者を協力事業者として決定する。  
（費用の支払い）

第7条 協力事業者は、表示機の設置及び管理のために必要な費用を、第4条の規定により委託を受けた者に支払わなければならない。  
（表示する広告物の要件）

第8条 表示機に表示する広告物は、その記載内容が次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 法令等の規定に違反していないものであること。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。
- (3) 第5条第2項第4号に規定する目的に該当しないものであること。
- (4) 虚偽又は誤認させるおそれがないものであること。
- (5) 他の者との比較その他の方法を用いることにより他の者の権利を侵害するおそれがないものであること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、表示機に表示することが適当であると認められるものであること。

- 2 市長は、表示機に表示する広告物が前項各号に掲げる要件に適合していないと認めるときは、その記載内容について協力事業者に修正を指示することができる。

- 3 第1項各号に掲げる要件に関する基準は、市長が別に定める。  
（広告物の変更）

第9条 協力事業者は、表示機に表示する広告物を変更しようとするときは、あらかじめ、新たに掲示する広告物その他の情報の内容が分かる資料を市長に提出し、その表示について市長の承認を受けなければならない。

- 2 第6条第2項の規定は、前項に規定する広告物の変更の手続について準用する。  
（広告物の表示の中止の申出）

第10条 協力事業者は、広告物の表示を中止しようとするときは、中止しようとする日の3月前までに市長に申し出て、その承認を受けなければならない。  
（協力事業者の決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 協力事業者が前条の規定により広告物の表示の中止を申し出た場合において、その内容を審査した上で、これを承認するとき。
  - (2) 協力事業者が第5条第2項のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
  - (3) 協力事業者が第8条第2項の規定による修正の指示に応じなかったとき。
- (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 協力事業者の決定その他事業の実施に関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行前においても、第6条、第7条、第8条第2項及び第9条から第11条までの規定の例により行うことができる。